平成24年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された政府調達に関する協定その他の国際約束の適用を受ける東讃統合高校校舎棟及び設備棟建築工事について、一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、次のとおり公告する。

令和８年11月24日

香川県知事　池　田　豊　人

第１　入札に付する事項

１　工事名　東讃統合高校校舎棟及び設備棟建築工事

２　工事の場所　香川県さぬき市造田是弘

３　工事の概要　新築工事

校舎棟　鉄筋コンクリート造　４階建て
建築面積　3,426.78㎡
延べ面積　11,898.64㎡

設備棟　鉄筋コンクリート造　平屋建て
建築面積　69.60㎡
延べ面積　69.60㎡

渡り廊下　鉄骨造
建築面積　229.21㎡

外構工事　一式

４　工期　県の指定する日から令和11年３月23日まで

５　予定価格　5,298,247,900円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

６　落札方式　施工体制確認型総合評価方式（技術提案型）

施工体制確認型とは、総合評価方式において加算点算出のために行う評価のほか、品質確保のための施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査及び評価を行う方式をいう。

７　入札手続　本工事の入札手続は、原則として、かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により行うものである。ただし、電子入札システムにより難い者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。

８　本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。（数値的判断基準の適用はなし）

９　週休２日工事

（１）　本工事は、「香川県週休２日工事実施要領（営繕編）」による週休２日工事である。

（２）　本工事は、当初設計において、月単位の週休２日の達成を前提に労務費の補正を行っている。このため、達成基準に満たない場合は請負代金額の減額変更を行う。

（３）　工事着手前に限り、週休２日の取組みについて月単位から週単位への変更を申し出ることができる。週休２日の取組みを週単位に変更した場合において、達成基準を満たしたときは、請負代金額の増額変更を行う。

10　電子契約の可否　可

第２　入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者は、特定建設工事共同企業体であって、次に掲げる要件を全て満たす者であること。なお、代表者が契約締結までの全ての手続を行い、その責任を負うこと。

１　特定建設工事共同企業体の要件

（1） 構成員の数は２者又は３者とし、任意かつ自主的に結成するものであること。

（2） 各構成員の出資比率は、構成員の数が２者の場合は30パーセント以上、３者の場合は20パーセント以上であること。

（3） 各構成員は、本工事に係る入札に参加する他の特定建設工事共同企業体の構成員でないこと。

2　特定建設工事共同企業体の構成員の要件

（1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第１項の規定に該当しない者である。）

（2） 香川県建設工事指名停止等措置要領（昭和59年香川県告示第４５６号）による指名停止期間中の者でないこと。

（3） 建設業法（昭和24年法律第１００号）第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。

（4） 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第１５４号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第２２５号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

ア　会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、その決定の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法第27条の23第１項に規定する経営に関する客観的事項の審査をいう。以下「経営事項審査」という。）を受け、その結果の通知を受けたもの

イ　民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者で、再生手続開始の決定を受けた日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受け、その結果の通知を受けたもの

（5） 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の有無が無となっていないこと。ただし、現に加入していることが認められる者は、この要件を満たすものとする。

（6） 各構成員が次に掲げる区分に応じ、次に掲げる要件を満たしていること。

ア　構成員の数が２者の場合

（ア） 代表者　３の特定建設工事共同企業体の代表者の要件

（イ） 代表者を除く構成員　４の特定建設工事共同企業体の構成員①の要件

イ　構成員の数が３者の場合

（ア） 代表者　３の特定建設工事共同企業体の代表者の要件

（イ） 代表者を除く構成員のうち１者　４の特定建設工事共同企業体の構成員①の要件

（ウ） 代表者を除く構成員のうち１者（(イ)以外の者）　５の特定建設工事共同企業体の構成員②の要件

3　特定建設工事共同企業体の代表者の要件

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

（1） 経営事項審査（審査基準日が、入札参加資格確認申請書の提出日前１年７月以内のもののうち、直近のもの）における建築一式工事の総合評定値が1,250点以上の者であること。

（2） 次の要件を全て満たす工事の元請業者（共同企業体としての実績の場合は、特定建設工事

共同企業体の代表者の場合に限る。）としての施工実績があること。

ア　平成23年４月１日以降に工事が完成し、引渡しが完了した工事であること。

イ　地上部分の構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、主要用途が学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（幼稚園を除く。）である建築物に係る工事であること。

ウ　１棟の延べ面積が5,900㎡以上の建築物の新築、増築又は改築工事であること。

（３）　次の要件を全て満たす技術者（入札参加資格確認申請書提出期限日において当該入札参加者と３か月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。

ア　地上部分の構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、１棟の延べ面積が5,900㎡以上の建築物（主要用途が倉庫その他これに類する建築物を除く。）の新築、増築又は改築工事（平成23年４月１日以降に工事が完成し、引渡しが完了したものに限る。）について、元請業者（共同企業体としての実績の場合は、特定建設工事共同企業体の代表者である場合に限る。）の監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての施工経験（工期（工期の終期は、工事完成年月日とする。）の２分の１以上従事し、かつ、建築一式工事に係るものに限る。）があること。

イ　建設業法第27条の18第１項の規定による監理技術者資格者証（建築工事業に係るものに限る。）及び監理技術者講習修了証を有すること。

４　特定建設工事共同企業体の構成員①の要件

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

（１）　３の(1)の総合評定値が９５０点以上の者であること。

（２）　次の要件を全て満たす工事の元請業者（共同企業体の場合は、特定建設工事共同企業体の代表者又は出資比率が20パーセント以上の経常建設共同企業体の構成員に限る。）としての施工実績があること。

ア　平成23年４月１日以降に工事が完成し、引渡しが完了した工事であること。

イ　地上部分の構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物（主要用途が倉庫その他これに類する建築物を除く。）に係る工事であること。

ウ　１棟の延べ面積が1,100㎡以上の建築物の新築、増築又は改築工事であること。

（注）経常建設共同企業体の構成員については、その出資比率を施工実績に乗じた規模の工事を施工したものとみなす。

（３）　一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者（入札参加資格確認申請書提出期限日において、当該入札参加者と３か月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置できること。

５　特定建設工事共同企業体の構成員②の要件

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

（１）　３の(1)の総合評定値が９００点以上の者であること。

（２）　次の要件を全て満たす工事の元請業者（共同企業体の場合は、特定建設工事共同企業体の代表者又は出資比率が20パーセント以上の経常建設共同企業体の構成員に限る。）としての施工実績があること。

ア　平成23年４月１日以降に工事が完成し、引渡しが完了した工事であること。

イ　地上部分の構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物（主要用途が

倉庫その他これに類する建築物を除く。）に係る工事であること。

ウ　１棟の延べ面積が５９０㎡以上の建築物の新築、増築又は改築工事であること。

（注）経常建設共同企業体の構成員については、その出資比率を施工実績に乗じた規模の工事を施工したものとみなす。

（３）　一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者（入札参加資格確認申請書提出期限日において、当該入札参加者と３か月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置できること。

第３　入札参加資格の確認申請等

１　入札参加資格の確認申請

（１）　入札参加を希望する者は、令和８年12月15日までに、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、入札参加資格があると認められる者に限り入札参加の対象とする。

ア　入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）

イ　入札参加資格確認資料及び特定建設工事共同企業体協定書の写し（以下「確認資料等」という。）

（２）　申請書は、原則として、電子入札システムにより提出するものとし、その提出に当たっては、代表者が電子入札システムに登録した電子証明書を使用することとする。ただし、電子入札システムにより難い者は、紙入札方式参加届出書と併せて、持参又は書留郵便等（書留郵便及び信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者又は同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便をいう。以下同じ。）のうち書留郵便に相当するものをいう。以下同じ。）により提出することができる。（その他の方法での提出は受け付けない。）

（３）　確認資料等は、持参又は書留郵便等により提出しなければならない。（その他の方法での提出は受け付けない。）

（４）　入札参加資格の確認は、申請書及び確認資料等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は、令和９年１月14日までに、電子入札システム又は文書により通知する。

（５）　入札参加資格確認資料に記載すべき事項

ア　代表者

（ア）　第２の３の（２）に掲げる要件を満たすことを証明する工事の施工実績

（イ）　第２の３の（３）に掲げる要件を満たすことを証明する配置予定の技術者の資格及び工事の施工経験

イ　代表者を除く各構成員（第２の２の（６）のアの（イ）又はイの（イ）に該当する者）

（ア）　第２の４の（２）に掲げる要件を満たすことを証明する工事の施工実績

（イ）　第２の４の（３）に掲げる要件を満たすことを証明する配置予定の技術者の資格

ウ　代表者を除く各構成員（第２の２の（６）のイの（ウ）に該当する者）

（ア）　第２の５の（２）に掲げる要件を満たすことを証明する工事の施工実績

（イ）　第２の５の（３）に掲げる要件を満たすことを証明する配置予定の技術者の資格

（６）　申請書の受付

ア　電子入札システムにより提出する場合

令和８年11月25日午前９時から12月15日午後４時までの電子入札システムの稼働時間中に

提出すること。

イ　持参又は書留郵便等により提出する場合

（ア）　受付期間　令和８年11月25日から12月15日まで。ただし、香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第１号）第１条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。（書留郵便等により提出する場合は、期限内に必着のこと。）

（イ）　受付時間　午前９時から午後４時まで。ただし、正午から午後１時までを除く。

（ウ）　受付場所　香川県高松市番町四丁目１番10号　香川県総務部営繕課

電話番号　087-832-3573

（７）　確認資料等の受付

（６）イと同様とする。

（８）　入札参加を希望する者は、確認資料等の提出の際に、各構成員から代表者に対し入札、見積り及び契約締結に関する権限等についての委任がなされている旨の委任状を提出すること。

（９）　その他

ア　申請書及び確認資料等の作成等に係る費用は、申請者の負担とする。

イ　提出された申請書及び確認資料等は、返却しない。

２　入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

（１）　入札参加資格が認められなかった者は、その理由について、県に対して説明を求めることができる。

（２）　（１）の説明を求める場合には、その旨を記載した書面を令和９年２月２日までの期間（休日を除く。）において、１の（６）のイの(イ)の時間内に、１の（６）のイの(ウ)の場所へ持参又は書留郵便等により提出するものとする。（その他の方法によるものは受け付けない。書留郵便等により提出する場合は、期限内に必着のこと。）

（３）　説明を求めた者に対する回答は、令和９年２月９日までに、書面により行う。

第４　設計図書（設計書、図面及び仕様書をいう。以下同じ。）の閲覧等

１　入札公告、入札説明書等の掲載

（１）　掲載期間　令和８年11月24日から令和10年３月31日まで

（２）　掲載場所　電子入札システム　入札情報サービス

https://dennyu.pref.kagawa.lg.jp/PPI_P/

２　設計図書の閲覧及び貸出し

設計図書の閲覧は、１の（２）の場所に掲載したものを閲覧する方法により行うものとするが、以下のとおり閲覧及び貸出しも行う。

（１）　閲覧期間　令和８年11月24日から令和９年２月25日までとする。ただし、休日を除く。

（２）　閲覧時間　第３の１の（６）のイの(イ)の時間

（３）　閲覧場所　第３の１の（６）のイの(ウ)の場所

（４）　貸出申込　設計図書貸出申込書を、第３の１の（６）のイの(ウ)の場所に提出すること。

（５）　貸出方法　詳細は、入札説明書による。

３　設計図書についての質問及びその回答

（１）質問

ア　方法　設計図書についての質問は、電子入札システムにより提出すること。ただし、電子入札システムにより難い者は、質問事項を記載した書面を持参又は郵便等（郵便及び信書便

をいう。以下同じ。）により第３の１の（６）のイの（ウ）の場所へ提出することができる。（その他の方法による提出は受け付けない。）

イ　提出期間

（ア）　電子入札システムにより提出する場合　令和９年２月９日午後５時までの電子入札システム稼動時間中とする。

（イ）　持参又は郵便等による場合　令和９年２月９日までの期間（休日を除く。）において第３の１の（６）のイの（イ）の時間内とする。（郵便等により提出する場合は、期限内に必着のこと。）

（２）　質問に対する回答

電子入札システムにより、令和９年２月16日午後２時から同月25日までの電子入札システム稼動時間中、１の（２）の場所に掲載するとともに、当該期間中（休日を除き、かつ、午前９時（同月16日にあっては午後２時）から午後４時まで（正午から午後１時を除く。）に限る。）、第３の１の（６）のイの（ウ）の場所においても閲覧に供する。

第５　入札及び開札等

１　入札書の提出

（１）　電子入札システムによる場合

ア　提出期間　令和９年２月22日午前９時から同月25日午後４時までの電子入札システムの稼働時間中

イ　留意事項　提出に当たっては、代表者が電子入札システムに登録した電子証明書を使用すること。

（２）　紙入札方式による場合（持参又は書留郵便等による場合）

ア　提出期間　（１）のアの期間（休日を除く。）（持参にあっては第３の１の（６）のイの（イ）の時間に限り、書留郵便等にあっては期間内必着とする。）

イ　提出場所　第３の１の（６）のイの（ウ）の場所

ウ　留意事項

（ア）　入札書は中封筒に入れて封かんした上で、工事費内訳書及び技術提案書とともに表封筒に同封して提出すること。（第８の１の（２）及び第10の１の（１）参照。）

（イ）　再度の入札は認めない。

２　開札の日時　令和９年２月26日午前９時30分

３　開札の場所　第３の１の（６）のイの（ウ）の場所

第６　入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

第７　入札保証金及び契約保証金

１　入札保証金　入札保証金の納付は、免除する。

２　契約保証金　請負代金額の１００分の10以上の納付を要する（金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。）。ただし、公共工事履行保証証券による保

証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第８　工事費内訳書の提出

１　提出方法

（１）　電子入札システムによる入札者は、入札に際し、入札金額に係る積算の内訳を明らかにした工事費内訳書の電子ファイルを入札書に添付して、電子入札システムにより提出するものとする。ただし、電子入札システムにより難い者は、工事費内訳書を持参又は書留郵便等により提出することができる（この場合の提出期間及び提出場所は、第５の１の（２）と同様とする。）。

（２）　紙入札方式による入札者は、入札書及び技術提案書（第10の１の（１）参照）と併せて工事費内訳書を提出すること。（工事費内訳書は、入札書を入れて封かんした中封筒及び技術提案書とともに表封筒に同封して提出すること。）

２　入札書の金額と工事費内訳書の金額が一致しない場合は、当該入札は失格とする。工事費内訳書を提出しない場合、工事費内訳書の記載内容に不備があって必要事項を確認し難い場合等その内容に妥当性を欠くと認められる場合は、当該入札は失格とする。

３　工事費内訳書の項目は、参考資料として交付した科目別内訳書と同様のものとし、「内訳書記載例」の様式を使用すること。

４　提出された工事費内訳書は、返却しない。

第９　入札の無効等

１　第３の１の（１）の申請書及び確認資料等を期限までに提出しない者、入札参加資格がないと認められた者又は入札参加資格の確認を受けた者であっても入札までの間において第２に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者は、入札に参加することができない。

２　入札参加資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者の入札及び入札説明書等において示した入札に関する要件に違反した入札は、無効とし、無効の入札をした者が落札者である場合には、落札決定を取り消す。

３　入札回数は１回とし、第１の５の金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を超える入札は失格とする。

第10　総合評価に関する事項

１　技術提案の評価

（１）　技術提案書の提出

ア　電子入札システムによる入札者は、入札に際し、技術提案書を入札書に添付して、電子入札システムにより提出するものとする。ただし、電子入札システムにより難い者は、技術提案書を持参又は書留郵便等により提出することができる（この場合の提出期間及び提出場所は、第５の１の（２）と同様とする。）。

イ　紙入札方式による入札者は、入札書及び工事費内訳書と併せて技術提案書を提出すること。（技術提案書は、入札書を入れて封かんした中封筒及び工事費内訳書とともに表封筒に同封して提出すること。）

（２）　入札者が技術提案書を提出しない場合、記名のない場合又は記載内容に不備があって必要事項を確認し難い場合その他その内容に妥当性を欠くと認められる場合は、落札者となることができない。

（３）　本工事の技術提案に関する評価項目、評価基準、配点等は以下のとおりとする。なお、過去の香川県発注工事において低入札価格調査基準を下回る価格で応札した実績があっても、本

件工事における総合評価の技術評価点を減点する評価は行わない。

また、この入札において、低入札価格調査基準価格を下回る価格で応札した場合でも、他の香川県発注工事における総合評価の技術評価点において減点の対象となる低入札の応札実績とはならない。

【技術提案評価項目】

ア　工事目的物の品質確保に向けた施工方法等に関する事項（200点）

評価項目	評　価　基　準		配　点	得　　点
アー１．構造体の品質確保対策	下記の各項目について、対策内容及び元請の技術者が行う施工管理方法をそれぞれ１つずつ具体的に記載すること。 ２つ以上提案した場合には、内容の如何によらず評価しないものとする。 ①　杭芯位置の精度を確保するための対策 ②　鉄筋が錯綜する柱と梁の交差部において、コンクリートへの付着をよくするため、現場組立時に鉄筋相互のあきを確保する対策 ③　バルコニー先端の通り精度を高めるための対策 ④　コンクリート打設における打重ね時間を管理するための対策	４つの項目ともに有効な提案がある。	１００	／１００点
		３つの項目に有効な提案がある。	75	
		２つの項目に有効な提案がある。	50	
		１つの項目に有効な提案がある。	25	
		有効な提案がない。	０	
アー２．仕上材等の品質確保対策	下記の各項目について、対策内容及び元請の技術者が行う施工管理方法をそれぞれ１つずつ具体的に記載すること。 ２つ以上提案した場合には、内容の如何によらず評価しないものとする。 ①　外壁カーテンウォールの取付の施工精度を高めるための対策 ②　外壁複層塗材の吹付けにおいて、吹付けむらを防止するための足場の対策 ③　軽量鉄骨壁下地の施工精度を高めるための対策 ④　外壁室内側に施工する現場発泡断熱材の厚みを確保するための対策	４つの項目ともに有効な提案がある。	１００	／１００点
		３つの項目に有効な提案がある。	75	
		２つの項目に有効な提案がある。	50	
		１つの項目に有効な提案がある。	25	
		有効な提案がない。	０	

イ　環境・安全対策、社会的要請等に関する事項（１１０点）

評価項目	評　価　基　準	配　点	得　　点

イー１．環境対策	下記の各項目について、対策内容をそれぞれ１つのみ具体的に記載すること。 ２つ以上提案した場合には、内容の如何によらず評価しないものとする。 ① 工事において発生する騒音を低減するための騒音振動対策（低騒音型建設機械に関する対策を除く） ② 工事において発生する排水処理方法について、水質汚濁を防止するための対策 ③ 前面道路を汚さないための敷地内における防塵対策	３つの項目ともに有効な提案がある。	30	／30点
		２つの項目に有効な提案がある。	20	
		１つの項目に有効な提案がある。	10	
		有効な提案がない。	0	
イー２．安全対策	下記の各項目について、対策内容をそれぞれ１つのみ具体的に記載すること。 ２つ以上提案した場合には、内容の如何によらず評価しないものとする。 ① 工事車両出入口付近における歩行者に対する安全対策（物的対策に限る。）（工事車両入場口①、工事車両退場口②、工事車両入退場口③及び工事車両入退場口④の４か所全てについて） ② 仮囲い外側における日々の安全巡視体制及び重点的に行う巡視項目 ③ 大型クレーン作業時における作業員の安全対策	３つの項目ともに有効な提案がある。	30	／30点
		２つの項目に有効な提案がある。	20	
		１つの項目に有効な提案がある。	10	
		有効な提案がない。	0	
イー３．社会的要請に関する事項	下記の各項目について、対策内容をそれぞれ１つのみ具体的に記載すること。 ２つ以上提案した場合には、内容の如何によらず評価しないものとする。 ① 工事を通じて、建設業を担う若年層の人材確保や育成に関する取組み ② 県産品（香川県内（香川県内に本店を有する者の香川県外の事業場を含む。）で産出し、生産され、製造され又は加工された工事材料）の利用促進（県産品の使用を指定している材料を	３つの項目ともに有効な提案がある。	30	
		２つの項目に有効な提案がある。	20	
		１つの項目に有効な提案がある。	10	
		有効な提案がない。	0	

	除く。） ③　香川県との災害時における協力体制の構築（構成員のみでも可。）			／30点
イ－４．地球温暖化防止対策（C０2削減等）	下記の各項目について、対策内容をそれぞれ１つのみ具体的に記載すること。 ２つ以上提案した場合には、内容の如何によらず評価しないものとする。 ①　建設機械による対策 ②　その他の対策	２つの項目ともに有効な提案がある。	20	／20点
		１つの項目に有効な提案がある。	10	
		有効な提案がない。	0	

２　施工体制の評価

（１）　低入札価格調査基準価格を下回る価格で入札を行った者（以下「低入札者」という。）については、入札説明書に定めるところにより調査書類（添付書類を含む。以下同じ。）の提出を求めるとともに、事情聴取を実施する。調査書類については、令和９年３月４日午後４時まで（休日を除き、かつ、第３の１の(６)のイの(イ)の時間内に限る。）に、第３の１の(６)のイの(ウ)の場所へ持参して提出すること。

（２）　低入札者については、令和９年３月５日午後４時までに事情聴取の日時等を通知する。

（３）　提出された調査書類及び事情聴取に基づき、次の評価項目について、評価を行う。

ア　品質確保の実効性　工事の品質確保のための適切な体制がどの程度確保され、入札説明書等に記載された要求要件をどの程度確実に実現できると認められるか評価する。

イ　施工体制確保の確実性　工事を確実に実施するための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制がどの程度確保され、入札説明書等に記載された要求要件をどの程度確実に実現できるか評価する。

（４）　低入札者以外の入札参加者については、調査書類の提出等は求めず、品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性の評価は「優」として配点する。

（５）　事情聴取に応じない者、調査書類の全部又は一部を提出しない者等は失格とするとともに、香川県建設工事指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を講ずることがある。

【施工体制評価項目】

施工体制評価点（30点）＝①品質確保の実効性（15点）＋②施工体制確保の確実性（15点）

評価項目	評　価　基　準	評　価	配　点
①　品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合 （全ての調査書類の評価が◎である。）	優	15
	工事の品質確保のための適切な体制がおおむね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合 （調査書類の評価に×がない。）	良	5
	その他 （調査書類の評価に１～３個の×がある。）	可	0

	工事の品質確保のための適切な体制が確保されず、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められない場合 （調査書類の評価に４個以上の×がある。）	不可	失格
② 施工体制確保の確実性	工事を確実に実施するための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合 （全ての調査書類の評価が◎である。）	優	15
	工事を確実に実施するための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制がおおむね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合 （調査書類の評価に×がない。）	良	5
	その他 （調査書類の評価に１～３個の×がある。）	可	0
	工事を確実に実施するための施工体制が確保されず、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められない場合 （調査書類の評価に４個以上の×がある。）	不可	失格

◎…採点の結果、十分に評価できる内容である。

○…採点の結果、おおむね評価できる内容である。

×…採点の結果、評価できる内容とはいえない。

3　総合評価の方法

総合評価に当たっては、評価項目の要求を満たしていることにより与える技術評価点及び入札価格について、次により算出される評価値をもって評価する。

評価値＝技術評価点÷入札価格（単位：千万円）

なお、評価値は少数点第４位（第５位を四捨五入する。）とする。

技術評価点＝標準点＋加算点×（施工体制評価点÷施工体制評価点の満点）＋施工体制評価点

（1）　標準点

必要事項が記載された技術提案書を提出した場合に与える点数で１００点とする。

（2）　加算点

技術提案の評価により与える点数で、合計30点とする。

技術提案評価：３１０点　左記により得られた点数を、以下により加算点に換算する。

なお、加算点は小数点第２位（第３位を四捨五入する。）とする。

加算点＝得点の合計÷３１０点×30点

（3）　施工体制評価点

工事の品質確保の実効性及び施工体制確実性の評価によって与えられる点数で、各15点で合計30点とする。

4　評価内容の担保

請負者の責めに帰すべき事由により落札者の決定に反映された技術提案書の履行がなされなかった場合は、次のとおり工事成績評定の減点及び違約金の徴収をするものとする。

（1） 工事成績評定の減点方法

工事成績評定の減点値

＝｛（（A－B）÷A）×（該当項目の加算点÷合計加算点）｝×10点

A：入札時の技術提案の値　B：施工後の実施に対する値

工事成績評定の減点値は小数点第１位を四捨五入した値とする。

（2） 違約金の徴収方法

次の式により求められる金額を違約金として請負代金額から減額する。

違約金＝C－C×｛（D＋E）÷（D＋F）｝　（１円未満は切捨て）

C：当初契約金額　D：標準点＝100点　E：施工後の実施値における合計加算点

F：当初入札時に記載した技術提案による合計加算点

なお、施工条件の変更、災害等、請負者の責めに帰すことのできない事由により落札者の決定に反映された技術提案の履行に影響が生じた場合は、現場の状況により必要に応じ、その取扱いを協議して定めるものとする。

第11　落札者の決定方法

1　予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、第10の３の総合評価の方法によって得られた評価値の最も高い者を、香川県総合評価委員会へ意見聴取した上で、落札者とする。落札者となるべき評価値の最も高い者が２者以上ある場合は、入札価格の低い者を落札者とする。入札価格も同額である場合は、くじにより落札者を決定する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

2　入札後、落札者の決定までの間において、入札者が第２に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該入札者は落札者となることができない。

第12　契約の締結

1　当該入札に付する工事に係る請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第２条の規定により、香川県議会による議決が必要である。

2　落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が第２に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

第13　苦情申立て

1　この入札手続に関して、政府調達協定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、書面により香川県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）に対して苦情を申し立てることができる。ただし、入札参加資格の確認に係る苦情については、第３の２による理由の説明の後、令和９年２月10日までに、委員会に苦情を申し立てることができる。

2　委員会は、入札参加資格の確認に係る苦情については、令和９年２月18日までに、その回答を

行う。

3　当該苦情処理の関係上、手続の停止等を行う場合がある。

第14　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

第15　その他

1　入札参加者は、この公告のほか、入札説明書、香川県建設工事執行規則（昭和39年香川県規則第54号）、香川県工事請負契約約款（平成９年香川県告示第２５６号）、香川県電子入札運用基準等の内容を遵守しなければならない。

2　次に掲げる場合は、香川県建設工事指名停止等措置要領に基づき指名停止の措置の対象となることがある。

（1）　提出資料等に虚偽の記載をした場合

（2）　入札金額に錯誤があるとして、入札の無効を申し出た場合

（3）　落札者が契約を締結しない場合

（4）　その他入札に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められる場合

3　落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者から現場に配置する専任の監理（主任）技術者を選任すること。コリンズ等により配置予定の監理（主任）技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を締結しないことがある。

4　現場に配置する監理（主任）技術者は、工事着手から工事完了までの間、病休・死亡・出産・育児・介護・退職等極めて特別な事情でやむを得ない理由があると認める場合及び請負者の責めに帰すことのできない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合において工事の施工等に支障がないと認められるときを除き、変更を認めない。

上記理由により配置技術者を変更する場合は、第２に掲げる技術者の要件を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

第16　問合せ先

香川県総務部営繕課　総務・契約グループ

郵便番号　760-8570　香川県高松市番町四丁目１番10号

電話番号　087-832-3573　ＦＡＸ番号　087-862-8116

第17　Procurement Summary

1　Required service(s) or product(s):

Construction of the School Building and Facilities Building for East Sanuki Integrated High School

2　Deadline for submission of tenders:

By electronic bidding system:

bid between 9:00 a.m. on February 22, 2027 -4:00 p.m. on February 25, 2027 (during electronic bidding system operation hours)

In person:

submit between 9:00 a.m. on February 22, 2027 -4:00 p.m. on February 25, 2027 (except from noon to 1:00 p.m.)

By mail:

4:00 p.m. on February 25, 2027

3 Contact information

Address:

Building and Repairs Division, General Affairs Department,

Kagawa Prefectural Government

4-1-10 Bancho, Takamatsu, Kagawa, 760-8570, Japan

Phone:

087-832-3573

4 Language and currency

The Japanese language and the Japanese yen are used in all contract procedures.